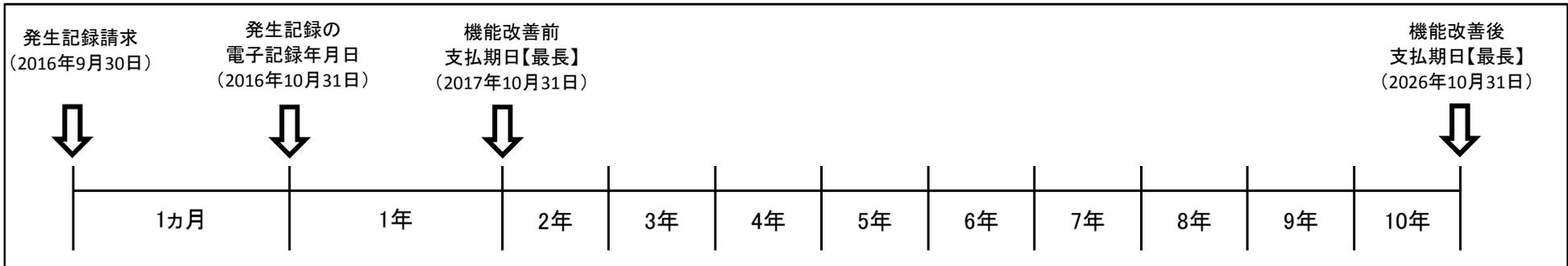


支払サイトの長期化

1. 機能改善内容

サービス機能の改善等に伴い、平成28年4月18日から、発生記録および変更記録(支払期日の変更)により電子記録することができる、発生日(発生記録の電子記録年月日)から支払期日までの最大期間を、「1年」から「10年」に長期化いたします。

2. 機能改善イメージ



<留意点等>

- (1) 設備投資等で、支払サイトが長期に及ぶ取引を行う場合でも、「でんさい」での支払が可能となります。
- (2) また、上記(1)支払において、支払期日別の「でんさい」の発生記録を纏めて請求することで、割賦手形と同様の支払いも可能となります(複数の発生記録を纏めて請求する場合は、標準フォーマットや一括請求機能をご利用いただくと便利です)。
- (3) 支払サイトを1年として発生記録した「でんさい」を延長する場合、口座間送金決済中止および新たな「でんさい」の発生記録の請求の手続きが必要でしたが、機能改善後は、変更記録(支払期日の変更)の請求のみで対応することが可能となります。

※支払期日の変更記録は、オンラインで承諾を得る場合は支払期日の7銀行営業日前までに、書面で承諾を得る場合は支払期日の3銀行営業日前までに請求していただく必要があります。

※既に記録されている「でんさい」についても、サービス機能改善予定日以降に支払期日の変更記録を請求することにより、支払サイトを10年に延長することができます。